

地域・職域連携推進事業について

厚生労働省健康局総務課保健指導室
室長 勝又 浜子

地域・職域連携の基本的な考え方

【背景】

- 青壮年層を対象に行われている保健事業は、健康増進法や労働安全衛生法、高齢者の医療の確保に関する法律等の根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なっており、制度間のつながりがないことから、地域全体の健康状況を把握できなかつたり、退職後の保健指導が継続できない
- 地域保健、職域保健では目的が一致しているわけではないが、提供している保健サービスには共通したものがある
- 職域には過重労働、メンタルヘルスなど多くの健康課題があり、特に小規模事業所における産業保健サービスの提供に大きな問題がある
- 地域・職域保健で蓄積した方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じる必要がある



地域・職域連携推進協議会の中で、お互いの情報を交換し、理解し合う場を持ち、互いの知恵を出し合い、課題を明確にし、PDCAサイクルを展開していくことが必要

(メリット)

- ①地域保健情報に、職域保健情報を加えて検討することにより、地域全体の健康課題がより明確となる
- ②生涯を通じた継続的な健康支援を提供することができる
- ③生活の場である地域を核として、就業者を含めた家族の健康管理を、家族単位で共通の考え方に沿って指導ができることにより、保健指導の効果を上げることができる

地域・職域連携推進協議会の設置

地域・職域連携推進協議会の設置については、地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

地域・職域連携推進協議会設置状況（平成22年10月1日現在）

都道府県	二次医療圏・保健所単位					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
47 (平成19年度までに 全て設置)	49	195	332	354	360	358

※平成22年度は、二次医療圏の減少により協議会設置数が前年度より減少

※平成22年度時点で二次医療圏協議会を設置していない都道府県：**2か所**（群馬県、鳥取県）

※平成22年10月1日時点で協議会が設置されていない医療圏：**26／343か所**

未設置医療圏の内訳：

福島県	1か所	群馬県	10か所
東京都	8か所	滋賀県	1か所
鳥取県	3か所	島根県	1か所
広島県	1か所	熊本県	1か所

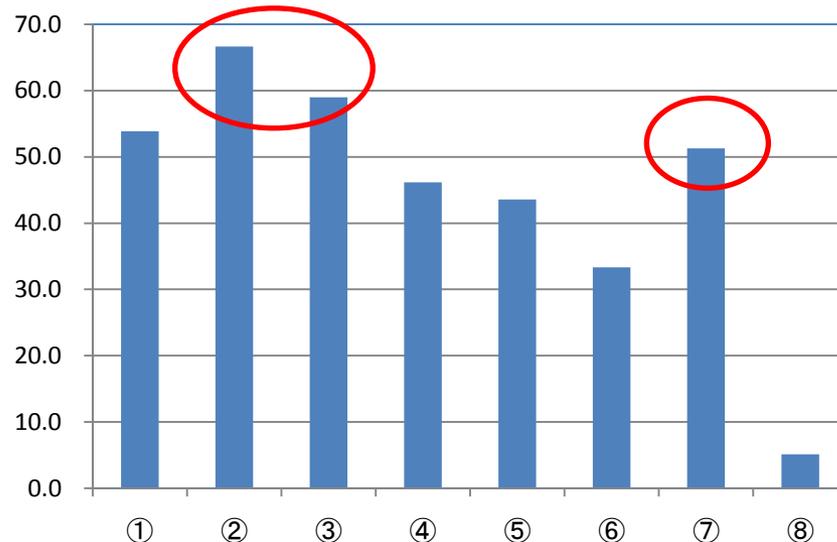
（青枠は保健所設置市・特別区単独の医療圏において未設置）

地域・職域連携推進協議会における課題

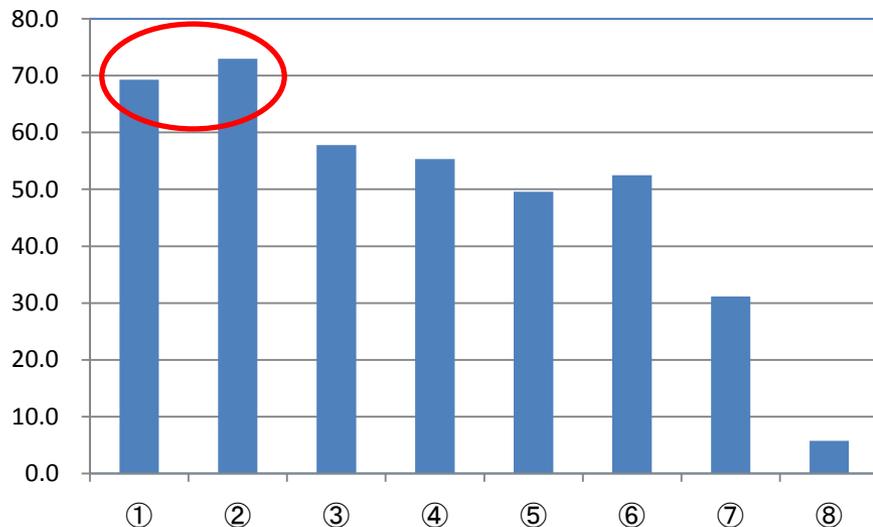
	項目
①	地域・職域連携の意義・保健事業に関する共通理解
②	地域・職域保健についての現状分析・課題の明確化・目標設定
③	連携事業の検討・計画
④	連携事業の共同実施
⑤	事業評価、次年度の新規・改善計画の立案
⑥	関係者のモチベーション
⑦	都道府県や二次医療圏協議会・保険者協議会・保健所設置市との連携
⑧	その他

【都道府県】 N=39

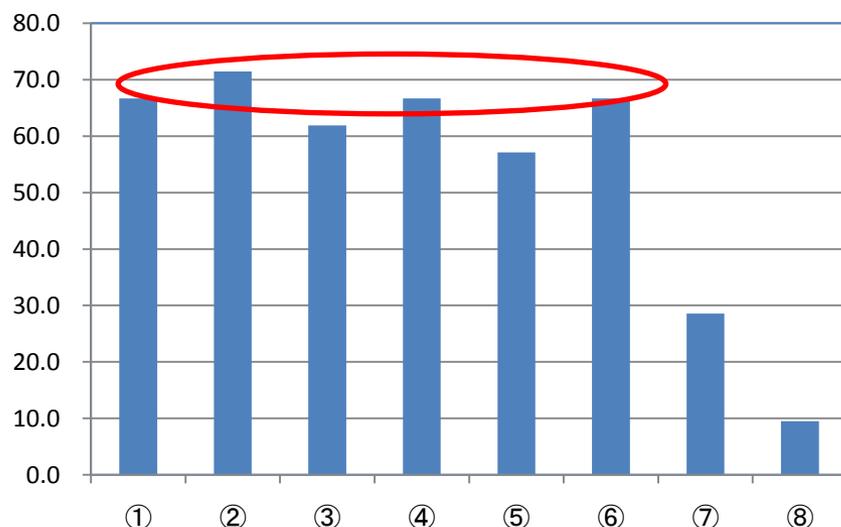
(複数回答可)



【二次医療圏】 N=244



【保健所設置市】 N=21



地域・職域連携推進協議会における取り組み

●がん

- ・特定健康診査との同時実施などがん検診の受診率向上への取り組み
- ・職域を含むがん検診受診率の把握
- ・がんに関する正しい知識の普及

●自殺・メンタルヘルス

- ・うつ病等に関する正しい知識の普及啓発
- ・事業主、従業員等に対する研修
- ・休職や離職をした人、その家族への継続的な支援体制の構築
- ・地域・職域におけるメンタルヘルス対策に関する情報提供

●肝炎

- ・肝炎ウイルス検査の受検促進に関する取り組み
- ・労働者の受診環境の整備、正しい理解の普及

●特定健康診査・特定保健指導

- ・受診率、利用率向上のための取り組み
- ・ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを連動させた取り組み

●たばこ

- ・事業所における受動喫煙防止対策の促進に関する取り組み
- ・禁煙支援のための体制整備

●歯周疾患

- ・歯周病に関する知識の普及
- ・歯周疾患検診の受診促進

●新型インフルエンザ

- ・事業所等への研修等や知識の普及啓発
- ・地域からの発生動向等の最新の情報提供
- ・事業所における事業継続計画の策定の促進

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して

～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告(平成22年5月28日)

- 自殺者数は32,845人(平成21年)と深刻な状況
- 厚労省は、医療、福祉、労働、年金など、一生を支える責務を有し、自殺対策に重要な役割

自殺の実態の分析

<様々な統計データの分析を実施>

- 自殺には多くの要因が関連
- 自殺率の高いハイリスク者

無職者 離婚者など独居者
精神疾患患者 生活保護受給者

- 有職者の自殺率も上昇
- 地域・時節など様々な要因をとらえた効果的な対策が求められる

うつ病等の精神疾患

- うつ病の受診患者数の急激な増加
- 治療を受けていない重症者の存在
- 自殺の背景に、様々な精神疾患が関連することが多い
- 精神科医療の改革と診療の質の向上が求められている

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して

～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告(平成22年5月28日)

今後の厚生労働省の対策 五本柱

柱1

普及啓発の重点的实施

～当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する～

柱2

ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築

～悩みのある人を、早的的確に必要な支援につなぐ～

柱3

職場におけるメンタルヘルス対策・

職場復帰支援の充実

～一人一人を大切にする職場づくりを進める～

柱4

アウトリーチ（訪問支援）の充実

～一人一人の身近な生活の場に支援を届ける～

柱5

精神保健医療改革の推進

～質の高い医療提供体制づくりを進める～

柱3

職場におけるメンタルヘルス対策・ 職場復帰支援の充実

～一人一人を大切にする職場づくりを進める～

- 管理職に対する教育の促進
- 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- 職場におけるメンタルヘルス不調者の把握及び対応
- メンタルヘルス不調者に適切に対応出来る産業保健スタッフの養成
- 長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しの促進
- 配置転換後等のハイリスク期における取組の強化
- 職場環境に関するモニタリングの実施
- 労災申請に対する支給決定手続きの迅速化
- うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施
- **地域・職域の連携の推進**

休職や離職をした方に対し、継続的に相談支援を提供できるよう、中小民間企業等を対象とした相談支援や地域づくり、人材育成など、地域(市町村・保健所・病院及び診療所の医師等)と職域との連携の強化

今後の地域・職域連携推進事業における自殺・うつ病等対策の強化

平成23年度 地域・職域連携推進事業 予算額(案):53百万円

平成22年度までの地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

〈地域〉 都道府県等	〈関係機関〉 医師会 看護協会 保険者協議会等	〈職域〉 労働局 事業者代表 産業保健 推進センター等
---------------	----------------------------------	---

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

〈地域〉 保健所 市町村 住民代表 地区組織等	〈関係機関〉 医師会 医療機関等	〈職域〉 事業所 労働基準監督署 商工会議所 健保組合 地域産業保健 センター等
-------------------------------------	------------------------	--

今までの事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

平成23年度 自殺・うつ病対策

保健所 うつ・精神

既存の地域職域・連携推進協議会に以下の支援実務者の追加

民生委員	市町村 (担当保健師)	学識経験者	
病院・診療所 (精神・診療内科)	産業医	産業保健師	
	消防	薬局	警察
NPO・ボランティア	事業所労務担当者		
地域産業保健センター	自死遺族の会		

会議の内容

企業(特に中小民間)の休職者等に対する支援実務者の連携・強化を図る

- 情報、課題の共有
- 事例検討会の開催
- 自殺未遂者等一人ひとりの状況に応じた検討

連携

労働 過労・失業 経営不振
学校 いじめ
弁護士会 多重債務

地域の実情に応じた具体的な自殺・うつ病予防対策

- 調査研究事業
- 地域産業保健相談・マネジメント事業
- 環境整備事業